

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険加入・脱退の手続を忘れずに！

国民健康保険は、職場の健康保険・後期高齢者医療制度に加入している人や生活保護を受けている人を除いて、皆さんが加入することになります。国保は世帯ごとで加入し、世帯主が保険税の納付を行いますが、世帯の一人ひとりが被保険者です。

●国民健康保険に加入するとき

- ・職場の健康保険をやめたとき
- ・子どもが生まれたとき
- ・生活保護を受けなくなったとき など

加入の手続には、健康保険資格喪失証明書、加入者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁する方の本人確認書類などが必要となります。

加入の届出が遅れると、保険証をお渡しできないため、その間の医療費は全額自己負担となる場合があります。

●国民健康保険を脱退するとき

- ・他の市区町村に転出するとき
- ・職場の健康保険などに加入したとき
- ・死亡したとき(葬祭費の支給があります)
- ・生活保護を受け始めたとき など

脱退の手続きには、国保の保険証、脱退者全員のマイナンバーのわかるもの、来庁される方の本人確認書類を持参して届出をしてください。(職場の健康保険に加入した場合は、職場の健康保険証もしくは健康保険資格取得証明書も持参してください。)

国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入者で新型コロナウイルスに感染もしくは疑いのある被用者（給与収入がある方）に、傷病手当金が支給されます。

津久見市国民健康保険及び後期高齢者医療制度に加入している方が、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため4日以上会社等を休み、事業主から給与等の支払が受けられないか、一部減額されて支払われている場合、一定の要件を満たす場合に限り申請により傷病手当金が支給されます。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、当面の間来庁での申請・相談はご遠慮くださいますようお願いいたします。



申請方法や詳細につきましては、必ずお電話にてお問い合わせください。

●申込・問い合わせ先／健康推進課 国保年金班 ☎82-4147